

休日保育のご案内

1/1～12/31までの休日（日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を含む）に就労や病気等により、ご家庭でお子様を保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。利用するには、事前に登録が必要です。

1 登録できる児童

休日（日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3））に保護者が就労や病気等により家庭において保育ができず、次に該当する児童が対象となります。

- （1）宇都宮市に在住する0歳（生後2か月を経過）から就学前の児童であること
- （2）原則として、2号及び3号の支給認定証の交付を受けており、かつ保育園に入所していること

※ しもぐり保育園は、小規模保育事業のため0歳（生後2か月を経過）から2歳児まで

※ 健康で集団保育が可能であれば、保育園に入所していない場合でも利用できる場合があります。詳細はお早めに休日保育実施園にご相談ください。

2 実施園

実施園名	住所	電話番号	実施時間	特記事項
宝木保育園	宇都宮市若草2丁目3-31	028-622-1233	7:00～18:00	
ようとう保育園	宇都宮市陽東3丁目15-27	028-612-2461	7:00～18:00	
しもぐり保育園	宇都宮市下栗町2287-6	028-666-7460	9:00～17:00	対象児：0歳～2歳児

3 利用料

保育園に入所している方が利用する場合は、保育料に含まれます（休日保育利用に係る料金は発生しません）。

4 給食・おやつ

- ・ 給食、おやつにつきましては各園での用意となりますが、3～5歳児の主食につきましては、各自持参又は主食代の実費負担について、園によって対応が異なりますので、詳しくは各園にご確認ください。
- ・ アレルギーをお持ちのお子様は、必ず事前に各園にご相談下さい（医療機関からの指示書が必要になります）。

5 利用上の注意

- ・ 各園において、休日保育を実施する日の受入可能人数に限りがあることから、受け入れをお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 月～土曜日すべて保育園に通園されている場合、①支給認定における保育必要量を超えること②労働基準法における労働者の休日の規定③保護者が行うお子様への保育の重要性 などから、月～土曜日のうち一日は通園せず、保護者がお子様との関わりを深めた上で、休日保育を利用するようにしてください。
- ・ 利用をキャンセルする場合は、各園が設定する期日までに園へのご連絡をお願いします。
 - ※ キャンセルは、園の運営への影響があるとともに、キャンセル待ちの方へのご連絡などの対応に時間を要するため、直前ではなく早めのご連絡をお願いします。

- 園における受入準備とともに、お子様にとって安心な保育を実施するため、登録申請書等の提出、面接はできるだけ早い時期に行うようにお願いします。

※「休日保育利用予定申出書」を提出した場合でも、利用のための面接を終了しなければ、実際の利用は出来ませんのでご注意ください。

- お子様の送迎時においては、時間に間に合うように送迎することや、あらかじめ決められた方が送迎するなど、各園のきまり等をお守りいただきますようお願いいたします。
- その他、利用申込手続き、キャンセル、利用方法、薬のお預かりなどについては、各園が保育を実施する上での安全面に配慮したきまり等がありますので、各園にご確認いただき、ご協力をお願いします。

6 利用までの手続

- 利用を希望する保育園にお電話でご連絡いただき、登録するための面接日を決定します。
- 園から「休日保育登録申請書」「休日保育利用予定申請書」「健康調査票」をお送りしますので、ご記入の上、面接日にご持参ください。

2 利用のための面接

- 次の書類をお持ち頂き、お子様と一緒にお願いします。
 - 各園が使用する「休日保育登録申請書」（年1回の提出が必要なもの）
 - 各園が使用する「休日保育利用予定申請書」（継続して利用される場合は、毎月提出が必要なもの）
 - 各園が使用する「健康調査票」（年1回の提出が必要なもの）
 - 母子手帳
- 休日保育実施園が、市と平日に通園している園から、保育に必要な情報を確認した上で登録させていただきます。その結果、条件を満たしていないことが判明した場合は、ご利用出来ない場合があります。
- 前年度から継続してご利用される場合は、面接を省略させていただくことがあります。

3 利用の申込

- 登録していただいた後、ご利用申込が可能となります。
- 利用されたい月の前月1日から20日までにお申込みください。
- 利用可能人数を超えた場合は、ご利用できない場合があります。

4 利用当日

- 持ち物については、各園にお問い合わせください。
- 当日の体調等の状況により集団保育が困難と判断される場合、休日保育を利用できないことがありますのでご注意ください。

5 次回以降の利用

- 利用されたい月の前月1日から20日までに、利用を希望する保育園に「休日保育利用予定申請書」を提出して下さい。

【利用の流れ】

